

主 文
原判決を破棄する。
被告人は無罪。

理由
弁護人川上広蔵の控訴の趣意は別紙控訴趣意言記載の通りであつてこれに対する
当裁判所の判断は次の通りである。

第二点について。
原判決摘示の証拠を綜合すれば被告人は原判決摘示の日時場所でのその摘示の経緯
状況の下に警察隊員及び接収係員等計百数十名に對し原判決の二犯の罪を犯したも
たことを認めることのできる。而して刑法第二百二十二条の二を犯したもとの
所謂団体若しくは多衆の威力を利用してその威力を利用して他人を脅迫したも
多衆を背景としその威力を利用してその威力を利用して他人を脅迫したもとの
ところこれを本件としてその威力を利用して他人を脅迫したもとの
により団体としてその威力を利用して他人を脅迫したもとの
であろうか。成程被告人が演説した場所は元A連盟及び同B同盟の事務所
事務所二階であるD党E地区委員会事務所赤旗も掲揚してあつたこと及び被
員会と書いた看板が掲げてよく用いられておる人民政府と人民裁判と
内容にD黨員においてよく用いられておる人民政府と人民裁判と
たことは伺われるけれどもそれたかと言つてもこのこと自体で直ちに被
を背景としその威力を利用して右演説をしたもとの証拠はない。況んや起訴
本件訴訟記録全部によるもこれを認めるに足る証拠はない。況んや起訴
うに元A連盟及び同B同盟なる二団体及び原判決摘示の場所に蝟集し
んでいた朝鮮人等多衆を背景としその威力を利用して右演説をしたも
足る証拠は毫も存しない。果して然らば原判決摘示の被告人の本件演説は暴
等処罰二関スル法律第一条第一項に該当しないのに拘わらずこれに当るも
して被告人を処断した原判決はこの点において到底破棄を免れない。論旨は理由あり。

〈要旨〉次に本件が檢察官が原審において予備的に主張する單純脅迫罪に該当する
かどうかを考へてみるに刑法第二百二十二条所定の脅迫たるには単に害悪が
その発生すべきことを通告せられただけでは不足しその発生が行為者自身
又は行為者の左右して得る他人を通じて即ち直接又は間接に行為者によつて
しめられるものとして通告せられるを要するものと解すべきところ被告人は
「云々の警察官は人民政府ができた暁には人民裁判によつて断頭台上に裁
人民政府ができるのは近い将来である」と申向けたのにとどまるのである
こと自体で直ちに害悪たる断頭台上に裁かれることが被告人自身において
人の左右し得る他人を通じて可能ならしめられるものとして通告せられた
することはできない。むしろ被告人は警告を發したものと解するのが妥当
う。その他本件訴訟記録全部によるも被告人において害悪を左右し得る
通告したことを認めるに足る証拠がないから本件は單純脅迫罪にも該
と言わねばならぬ。

以上の次第であるから刑事訴訟法第三百九十七条第三百八十二条を適用して原判
決を破棄し同法第四百条但し書により被告人はD黨員であるが右階下事務所を有して居た元A連盟及び
本件公訴事實は被告人はD黨員であるが右階下事務所を有して居た元A連盟及び
委員会事務所に入りするものであるが右階下事務所を有して居た元A連盟及び
元B同盟の各C支部が解散を命ぜられ昭和二十四年九月十日朝島根県職員F外十四
名が同支部の明渡及び財産の調査、保全の執行の爲め右事務所内へ立入ろうとし
際朝鮮人数十名がスクラムを組んで之を阻止妨害した爲め検挙に赴いた出雲市警察
署及び簸川地区警察署の警察官G、H外数十名が之と対峙していた折右朝鮮人を支
援し解散命令の執行及び之に關連する犯罪検挙を中止せしめる意図の下にD党E地
区委員会と大書した看板を掲げ且赤旗を掲揚した二階の前記地区委員会事務所
から表街路を見下し集合して居た前記県庁職員及び警察官等對し「警察官諸君よ
諸君は朝鮮人を弾圧するため何等正当なる理由もないのに連盟を解散したI反動内閣
の手先となつて今日連盟の財産を取上げる為罪もない朝鮮人等對して暴力を加
た然し革命は目前に迫つて居るのだ人民政川が組織されたいら今日こんな事
君は全部人民裁判にかけられ絞首台上にあがらねばならぬぞ」「諸君は今笑つ
いるが笑いごとではない青くなつて慄えあがる日が来るぞ」との旨を警察官等
示しながら語氣鋭く放言してD党及び前記朝鮮人二団体並に同所に蝟集して
ムを組んで居た前記朝鮮人等多衆の威力を示して同人等を脅迫したもとの

うに在り。右公訴事実について検察官は団体並に多衆の威力を示した点が認められないとすれば予備的に刑法第二百二十二条単純脅迫罪の訴因及び罰条を追加する旨主張しておるが前叙の理由により本件は右の何れにも該当するものとして認めることができないから犯罪の証明なしとして刑事訴訟法第三百三十六条を適用して無罪とする。

よつて主文の通り判決する。

(裁判長判事 平井林 判事 久利馨 判事 藤間忠顕)